

部活動規定

1. 活動目的

生徒の興味や関心に応じた、自主的・自治的な活動を通して、規律を重んじ、それぞれの個性を伸ばし、心身の健全な育成と、個人としてふさわしい資質を高めることを目指す。

2. 顧問について

年度当初に、各部の顧問を決定するが、できる範囲で全教職員により部活動全体を見て、互いに支え合い、生徒の活動を支援するものとする。

3. 部の成立・廃部・休部について

下記の条件を満たすこととし、生徒指導委員会、運営委員会で検討のうえ職員会議で協議し校長が決定する。
<部の成立>

- ① 活動に必要な部員がいること。 ②顧問がいること。 ③校内に活動場所が確保できること。

<廃部・募集停止の条件>

令和8年度

※1【**新入生部員が入部しなかった場合**】

- ①令和8年度の中体連夏季大会以降に大会出場(秋季大会)に単独での人数が確保できない状況
⇒秋季大会の出場のため合同部活動への移行を検討
⇒令和9年度当初に廃部(地域での合同部活動へ完全移行)
②R8の秋季大会2年生だけの人数で大会出場が可能な場合
⇒令和9年度募集停止、R9夏以降に廃部(合同へ)

※2【**新入部員は入部したが、夏以降にチームとして人数不足の場合**】

- 秋季大会では合同部活動への移行を検討
⇒令和9年度当初に廃部(地域での合同部活動へ完全移行)

※3【**令和8年度の部員数が全校生徒の2%以下の場合**】(全校生徒約400人として)

- ①令和8年度の活動は認める。
⇒令和9年度募集停止、廃部へ(地域での合同部活動へ移行)

※4【**文化系部活動の募集停止について**】

文化系部活動に関して「※1、※3」の場合、令和9年度の募集は停止し、令和9年度の3年生の活動終了後に廃部とする。

令和9年度

※ 令和9年度も令和8年度と同様とし、令和10年度4月からの廃部も検討に入れる。

令和10年度

※ 令和10年度の夏以降に部活動が廃止されます。4月からの新入生の募集は要検討です。

その他

※ 次年度の募集停止などについては、夏休み明けに状況を把握し、その年度の「新入生説明会」までに決定する。

4. 部の所属（入部）について

① 3年間継続して所属する事を原則とする。

* 生徒指導上必要と認められる場合に限り、担任、本人、保護者、新旧顧問了解の上で変更は認める。

② 諸事情により退部を希望する場合は、担任・顧問・本人・保護者了解の上で、退部を認める。

* 退部の際は、退部届を顧問から受け取り、必要事項を記入して、再度顧問に提出すること。

③ 4月に、所定の用紙に必要事項を記入し、担任に提出。担任から顧問に提出。

④ 1年生は、4月の部活動紹介後、見学・体験期間を設ける。なお、入部届提出後に活動を認める。

⑤ 社会体育（クラブチーム）所属の生徒については、入部に際し、顧問と必ず話し合い、部活動の方針など納得のうえで入部を許可する。（例）・公式戦への出場の是非 ・部内の約束事の遵守 etc.

5. 本年度設置部について

① 体育系…野球・陸上競技・サッカー・男子ソフトテニス・女子ソフトテニス・卓球

男子バスケットボール・女子バスケットボール・柔道・女子バレーボール

② 文化系…吹奏楽・美術・CS（コンピューターサイエンス）・茶華道

6. 活動時間について

① 部は次の通り活動できる

	時刻
活動終了	16:40
完全下校	16:55

* 平日は2時間程度まで、休日は3時間程度まで、とする。

* 平日1日、土曜日か日曜日のどちらか1日は必ず休養日とする。

* 活動は原則顧問の直接指導とし、顧問不在の場合の休日の活動は認めない。

② 部活動の停止について

②-1 試験期間中の部活動は停止とする。

②-2 公式戦と試験期間（1週間前から）が重なった場合、放課後1時間程度の練習を認める。
（*その際、前日までに全教職員に周知すること。）

②-3 定期考査翌日から、活動を認める。

②-4 卒業式・入学式・体育大会前日の活動については原則中止とする。
その他学校行事については、その都度検討する。

②-5 職員会議・学年会・研修会の日は原則、部活動を停止とする。ただし、公式戦1週間前で、活動場所に各1名以上の教員がつける場合、1時間程度の活動を認める。
（*その際、前日までに全教職員に周知すること。）

②-6 校外学習の日は原則、部活動を停止とする。

③ 朝練習について

原則認めない。

7. 更衣について

更衣は次の場所で行うものとする。

- ・男子更衣場所…自学年の学習室
- ・女子更衣場所…プール横の更衣室

8. ミーティングについて

各部署で必要に応じて、各部指定のミーティング場所で行う。指定以外の場所を部活動で使用する場合、その普通教室または特別教室の責任者に事前に使用目的を伝え、許可を得ること。また、原状復帰すること。

9. 部活動時の服装について

- ① 文化系部活動については通学服を原則とし、実習を伴うものは、部で指定された服装を着用する。
- ② 体育系部活動については、原則として体育時の服装とするが、ユニフォーム、ジャージ、トレーナー等、部で定められた服装も認める。

10. その他

- ・部費の徴収は禁止する。
- ・完全下校の徹底をはかる。
- ・下校時の服装は、通学服と部活動の服装を組み合わせないこと。相応しい服装で下校すること。
- ・本規定以外の部活動における内容については、管理職・部活動係で検討し教職員への理解を得る。
- ・使用場所や体育倉庫等の管理・施錠については部で責任を持って行う。
- ・更衣室等は正しく使用し、清掃は各部活動で定期的に清掃するように努めること。
- ・公式戦や練習試合等でラインパウダーの大量消費が予想される場合は事前に係に連絡すること。
- ・外部コーチや部活動指導員は、京都市立中学校運動部活動ガイドライン、および本校の部活動規定を遵守する。